

一関市公園「蘭梅山いこいの森公園」の公園区分変更案 (パブリックコメント用)

1 公園区分変更について

現在の一関市公園から都市公園へ公園の指定区分を変更するもの。

2 変更理由

整備当時は、都市計画区域内にある公園であるため、都市公園^{※1}として指定を検討したが、条件（森林法など関係者協議）が整わず市公園^{※2}として指定していました。

今回、森林法など関係者協議が整い都市公園として指定できることになったことから、公園区分を変更するものです。

都市公園に指定することで、「蘭梅山いこいの森公園」を含む公園の維持管理に必要な財源の一部を賄っている地方交付税（普通地方交付税）の算定上でも有利になることから公園の区分を変更するもので、新たな整備は計画せずに、既存の緑地を活かした都市公園（都市緑地^{※3}）として維持管理していくものです。

3 「蘭梅山いこいの森公園」について

古くから配志和の森として、住民に親しまれ、自然の動植物にも富み、愛鳥の森にふさわしく給餌台、水場、東屋も設けています。

市街地に隣接し、市民の散策路としても活用されており、付近の学校の野外学習の場としての利用等多様な活用がされています。

平成3年度から平成7年度にかけて岩手県、一関市が、保安林の整備、さわやかトイレ、東屋、野鳥観察舎、各種遊具の整備を行いました。

(1) 区域面積 約 16 h a

(生活環境保全林（干害防備保安林、保健保安林）を含む)

(2) 維持管理

一関市が維持管理。

4 公園区分変更概要表

	現在	変更後
公園区分	市公園	都市公園（都市緑地）
目的	市民の福祉と健康の増進に寄与する	都市における公共の福祉の増進（都市公園法に基づく）
関係法令	一関市公園条例 森林法	一関市都市公園条例 森林法、都市公園法
地方交付税基礎数値	算定されない	算定される
保安林の種類	干害防備保安林、保健保安林	変更なし

5 備考

この変更にともない、一関市公園条例の一部を改正する条例案を令和3年度内に一関市議会へ提案予定です。

※1 都市公園とは、都市公園法に基づく基準を満たした、都市計画区域内の公園と都市計画区域外で都市計画決定した公園。

※2 市公園とは、条例で定められた公園で市民の福祉と健康の増進に寄与することを目的とした公園。

※3 都市緑地とは、都市の自然環境の保全・改善、都市景観の向上をはかるために設けられる緑地。

